

最高人民法院が独占禁止に係る民事訴訟の司法解釈
に関し、社会各界から意見を公募

2011年4月25日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院が独占禁止に係る民事訴訟の司法解釈 に関し、社会各界から意見を公募

最高人民法院ウェブサイト www.court.gov.cn

2011-04-25 11:43:00 出所：最高人民法院

独占に係る民事紛争案件を正しく審理し、独占行為を制止するとともに、自由な市場と公平な競争を守り、消費者の利益と社会公共の利益を保護するため、最高人民法院は「中華人民共和国独占禁止法」等の法律に基づき、「独占に係る民事紛争案件の審理における適用法に関する若干の問題の規定（意見募集稿）」を制定した。「意見募集稿」は案件の管轄や当事者及び訴訟方式、証拠と証明責任、民事責任の履行、訴訟の時効等の問題に係るもので、計 20 条を含む。各関係者の意見を十分に受け入れるため、ここに「意見募集稿」について意見を公募し、社会各界からの修正意見及び提案の提出を歓迎するものである。関連の意見及び提案の提出期限は 2011 年 6 月 1 日とする。

社会各界の関係者は、書面を郵送するか、もしくはインターネット上で意見を発表する方式により、当該「意見募集稿」に対して具体的な修正意見と提案を提出することができる。提出される提案を十分に理解し、慎重に検討するため、提案の提出時には修正の提案又は意見を提出する具体的な理由の説明を添付することが望ましい。書面の意見は北京市東城区東交民巷 27 号、最高人民法院知識産権審判庭、郵便番号 100745 に郵送し、インターネット上では spcivr@163.com に意見を送付することができる。

最高人民法院 独占に係る民事紛争案件の審理における適用法に関する若干の問題の規定（意見募集稿）

独占に係る民事紛争案件を正しく審理し、独占行為を制止するとともに、公平な市場競争を守り、消費者の利益と社会公共の利益を保護するため、「中華人民共和国独占禁止法」（以下「独禁法」という）、「中華人民共和国民法通則」（以下「民法通則」という）、「中華人民共和国権利侵害責任法」（以下「権利侵害責任法」という）、「中華人民共和国契約法」（以下「契約法」という）、「中華人民共和国民事訴訟法」（以下「民事訴訟法」という）等の法律の関連規定に基づき、本規定を制定する。

第一条 独占に係る民事紛争案件の第一審は省及び自治区人民政府の所在地の市、政令指定都市の中級人民法院、直轄市管轄区内の中級人民法院、最高人民法院が指定する中級人民法院が管轄する。

第二条 独占行為によって発生した権利侵害紛争及び契約紛争は、それぞれ民事訴訟法及び関連の司法解釈のうち権利侵害紛争案件と契約紛争案件に関する管轄規定に従い、これに本規定の第一条の規定を合わせて、管轄地域を決定する。

第三条 民事紛争案件の立件時の事由が独占紛争ではなく、かつ起訴を受けた人民法院が、原告による独占行為の実施を理由として被告が抗弁又は逆告訴したることについて、確かにこれを支持する証拠があると認められる場合、もしくは案件の裁決においては独禁法を根拠とする必要があると認められる場合においては、受理した人民法院が管轄権を有していない時、管轄権を有する人民法院に案件を送致しなければならない。

第四条 経営者と消費者を含め、独占行為により侵害を受けた自然人、法人及びその他組織は独禁法第五十条の規定に基づき、人民法院に民事訴訟を提起することができる。

原告の起訴が民事訴訟法第一百八条の規定に合致する場合、人民法院は受理しなければならない。

第五条 独占行為の被害者は単独訴訟又は集団訴訟の方式を選択して訴訟を提起することができる。

複数の原告が同一の独占行為を事由として、同じ被告について、管轄権を有する同一の法院にそれぞれ訴訟を提起した場合、人民法院はこれらを合併して審理することができる。

複数の原告が同一の独占行為を事由として、同じ被告について、管轄権を有する異なる法院にそれぞれ訴訟を提起した場合、後に立件した法院は関連の法院が先に立件した状況を知った後、7日以内に案件を先に立件した法院に送致するよう決定し、合併審理しなければならない。

第六条 独占行為の被害者は、関連の独占行為に対する独占禁止の法執行機関の処理決定が効力を生じた後、人民法院に民事訴訟を提起することができる。直接人民法院に民事訴訟を提起することもできる。

独占行為の被害者は、独禁法第三十二条及び第三十六条の規定に基づき、指定又は強制された経営者に対して民事権利を主張する場合、関連の行政行為が法に従い、行政権の濫用によって競争を排除、制限する行為と認定された後に人民法院に民事訴訟を提起することにする。

第七条 独占行為の被害者は、起訴された独占行為の存在に対して挙証責任を負う。被害者が賠償損失を請求する場合、自身が受けた損失と起訴された独占行為と損失の間の因果関係に対して挙証責任を負う。

第八条 独占協定行為の被害者は、起訴された独占協定に競争を排除、制限する効果が存在することに対して挙証責任を負う。起訴された独占協定が独禁法第十三条第一項第（一）号より第（五）号、第十四条第（一）号、第（二）号の規定する状況に該当する場合、被害者は当該協定に競争を排除、制限する効果が存

在することに対して挙証責任を負う必要はない。但し、起訴された独占行為者に反対の証拠があり、これを覆すのに十分である場合はこの限りではない。

起訴された独占行為者は、起訴された独占行為が独禁法第十五条の規定に合致することに対して挙証責任を負う。

第九条 起訴された市場における支配的地位の濫用行為の被害者は、起訴された独占行為に係る関連市場、起訴された独占行為者が当該の関連市場で支配的地位を有すること、並びに起訴された独占行為が独禁法第十七条第一項第（一）号より第（七）号の規定する行為に該当することについて、挙証責任を負う。

被害者が前記の挙証責任を履行後、起訴された独占行為者はその行為が正当性を有することに対して挙証責任を負う。

被害者が提出した証拠によって、起訴された独占行為者が下記状況のいずれかに該当すると証明しうる場合、人民法院は起訴された独占行為が市場で支配的地位を有するものとほぼ認定することができる。但し、起訴された独占行為者に反対の証拠があり、これを覆すのに十分である場合はこの限りではない。

（一）水、電気、熱、ガスなどを供給する公共企業

（二）公共企業以外で、法律や法規、規定又はその他規程文書により、特定の商品又は役務に従事する独占経営資格を付与された経営者

（三）関連市場に有効な競争が不足しており、取引相手が、その提供する商品又は役務に非常に依存している経営者

被害者が、起訴された独占行為者が市場における支配的地位を有していることを証明する基本証拠を提出し、起訴された独占行為者がこれを否認しなかった場合、もしくは否認したものの、その否定の主張を支持しうる証拠を提出しなかった場合、人民法院は当該独占行為者が市場における支配的地位を有するものと認定することができる。上場企業の開示する情報、起訴された独占行為者が自認する情報、適切な資格を有する第三者機関が独立的に作成した市場調査、経済分析、特別研究、統計の結果等は、いずれも前記の基本証拠とみなすことができる。

第十条 起訴された独占行為者は、被害者が既にその損失の全部又は一部を他者に転嫁したと主張する場合、挙証責任を負う。

第十一条 人民法院の法的効力を有する裁定によって確認された事実について、当事者が独占に係る関連の民事紛争案件において当該事実の成立を主張する場合は挙証と証明を行う必要がない。但し、相手方当事者に反対の証拠があり、これを覆すのに十分である場合はこの限りではない。

独占禁止の法執行機関が独占行為を構成すると認め、有効であることを確定した処理決定によって認定された事実については、前項の規定を参照し、これを適用する。

独占禁止の法執行機関が調査対象の経営者の了承を受けて調査の中止を決定した場合、当該経営者の了承に基づいて、直接に独占行為の存在を推定してはならない。

第十二条 起訴された独占行為の被害者及びその訴訟代理人は、下記の条件に合致する場合、起訴された独占行為者に対して関連証拠の提出を命じるよう人民法院に申請することができる。

(一) 申請者が提出済みである証拠が、起訴された独占行為によって当該申請者が損害を受けた可能性を証明しうること

(二) 申請者が合理的な努力を行ったにもかかわらず、客観的な原因により、提出命令を申請する証拠を取得できなかった状況

(三) 提出命令を申請する証拠と案件の間に関連性があり、申請者の訴訟請求又は主張を証明するのに必須であること

(四) 被申請者が、提出命令を申請する証拠を所持していると証明する証拠が存在すること

被申請者が正当な理由なく前項の証拠の提出を拒否し、申請者が主張する当該証拠の内容が被申請者に不利である状況において、人民法院は案件の具体的な状況に基づき、その主張が成立するものと推定することができる。被申請者が、人民法院が前項の規定に基づいて行った裁定の履行を拒否した場合、民事訴訟法第一百二条の規定に従って対処する。

第十三条 当事者は人民法院に対し、経済学や業界等の知識を有する専門人員の出庭と、当該人員による案件の専門的問題に関する説明を申請することができる。

当事者は人民法院に対し、案件の専門的問題に関する市場調査又は経済分析報告の実施を独立した専門機関又は専門人員に委託するよう申請することができ、また、独立した専門機関又は専門人員に市場調査又は経済分析報告の実施を自身で委託することもできる。人民法院はこれについて、民事訴訟法及び関連の司法解釈の関連規定に基づいて審査し、判断することができる。

第十四条 当事者及びその訴訟代理人、その他訴訟参加者は、訴訟において知りえた国家機密及び他者の商業機密に対して機密保持義務を負う。

案件に関連する証拠が国家機密や商業機密、個人のプライバシー等に係り、公共の利益又は他者の合法的権利及び利益に影響を及ぼす内容を含む場合、当事者は人民法院に対し、非公開裁判の実施、複製の制限又は禁止、代理弁護士のみに対する開示、機密保持承諾書の提出命令等の保護措置を講じるよう申請することができる。

経営者が独禁法第四十六条第二項の規定に従い、独占禁止の法執行機関に対して積極的に報告した、独占協定の成立に関する状況と重要な提出証拠について、未公開であるが、案件の証拠として証拠調べを実施する必要がある場合、人民法院は前項が規定する関連の保護措置を講じることができる。

第十五条 起訴された独占行為が独占禁止の法執行機関による調査を経ているものの、独占行為を構成すると認定されていない場合、人民法院は引き続き当事者の訴訟請求を全面的に審査し、裁定を実施しなければならない。

第十六条 独占禁止の法執行機関が起訴された独占行為に対して調査を実施する際、確かに必要がある場合、人民法院は案件の具体的な状況に基づいて訴訟の中止を決定することができる。

第十七条 経営者が独占行為を実施し、他者の合法的な権利及び利益を侵害した場合、人民法院は当事者の訴訟請求に基づき、また民法通則と権利侵害責任法、独禁法の関連規定に従い、独占行為を実施した経営者に民事責任を負うよう命令する。

当事者の訴訟請求と案件の具体的な状況に基づき、判決時にも独占行為が継続している場合、人民法院は侵害の停止を命令することができる。他者に損害をもたらす危険がある場合は危険の排除を命令することができる。他者に対して既に損失をもたらしている場合は損害賠償を命令することができる。

第十八条 契約及びその条項、決定又はその他共同行為が独禁法の強制規定に違反する場合、人民法院は民法通則第五十八条第一項第（五）号及び契約法第五十二条第（五）号の規定に基づいてその効力を認定しなければならない。

技術契約の内容について、独禁法の強制規定に違反していないものの、契約法第三百二十九条が規定するその他の「違法独占技術であり、技術の進歩を妨害する」状況に該当する場合、人民法院は当該契約又は相応の条項を無効と認定することができる。

第十九条 人民法院は、当事者の請求と案件の具体的な状況に基づき、当事者が調査、独占行為の制止に支払った合理的な支出を賠償範囲に計上することができる。

当事者が専門人員の出席と案件の専門的問題に関する説明を申請し、人民法院が許可した場合、関連の説明と当事者の訴訟請求が支持を受けたことの関連性の程度に応じ、関連費用を当事者が調査、独占行為の制止に支払った合理的な支出の範囲に計上することができる。

第二十条 独占に係る民事紛争の訴訟時効は2年であり、被害者が起訴された独占行為によって侵害を受けたと知った日又は知りえた日より起算する。但し、独占禁止の法執行機関が起訴された独占行為に対して調査を実施し、独占行為を構成すると認定した場合は、独占行為を構成すると認定した独占禁止の法執行機関の処理決定が発効したと知った日又は知りえた日より起算する。

被害者が独占禁止の法執行機関に対して独占嫌疑行為を通報した場合、訴訟時効はその通報日より中断される。独占禁止の法執行機関が立件しないこと、案件の取り消しを決定した場合、もしくは調査の終了を決定した場合、訴訟時効の期間は被害者が立件されなかったこと、案件が取り消されたこと、もしくは調査が終了されたことを知った日又は知りえた日から改めて計算する。

被害者が2年を超えて起訴し、独占行為が起訴時においても継続している場合、人民法院は当事者の訴訟請求と案件の具体的な状況に基づき、独占行為者に対して侵害の停止と損害賠償を命令する。独占行為者が被害者による起訴が2年の訴

訟時効期間を超えたことを事由として抗弁する場合、損害賠償額については、被害者が人民法院に起訴した日の2年前から起算する。